

証券総合取引約款 新旧対照表

2022年8月26日改定

(下線部変更)

新	旧
<p><u>第 49 条 (株式等配当金受領方式のお申込み)</u></p> <p>1. お客様は、発行者から支払われる配当金又は分配金（以下、「配当金等」といいます。）の受領についてその受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社が株式等振替決済口座管理約款に基づきお客様のために開設する振替決済口座に記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて配当金等を当社に対して支払うことにより、お客様が配当金等を受領する方式（以下、「株式数比例配分方式」といいます。）を利用するものとして、当社にお申込みいただいたものといたします。</p> <p>2. お客様が当社以外の証券会社等を経由して前項に定める受領方式以外の方式を利用されている場合、前項のお申込みに伴い、株式数等比例配分方式を利用するものとして、当社に対し、配当金等振込指定の取次ぎの請求をお申込みいただいたものといたします。</p> <p>3. 前各項のほか、株式等振替決済口座等に関しては、「株式等振替決済口座管理約款」によることといたします。</p> <p><u>第 50 条～76 条</u> (省略)</p> <p><u>附 則 (2022 年 8 月 26 日変更)</u> この約款は、2022 年 8 月 26 日よりお客様とのお取引に適用します。</p>	<p><u>第 49 条 (株式等配当金受領方式のお申込み)</u> (新設)</p> <p><u>第 49 条～第 75 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附 則 (2022 年 8 月 26 日変更)</u> (新設)</p>